

答申第3号（概要）

- 1 件名 「学校が私に対して行った体罰（暴力）等の記録（協議録含む）及びいじめ等に関して、本人（親）、学校、教育委員会と協議した時の議事録並びにいじめなどについて残っている私に関する資料全てとその対応が分かるもの」
- 2 請求者 高知県内の個人
- 3 請求年月日 平成21年3月19日
- 4 原決定年月日 平成21年4月16日
- 5 決定の内容 不存在
- 6 異議申立年月日 平成21年6月12日
- 7 個人情報が存在しない理由
個人情報開示請求書に記載された内容に対応する公文書を作成していないため
- 8 諮問年月日 平成21年6月18日
- 9 答申年月日 平成22年7月21日
- 10 審査会の結論 本件について不存在とした決定は妥当である。
- 11 審査会の判断概要

（1）いじめに関する公文書について

A学校では異議申立人の保護者からいじめの話聞き、担任に確認したところ異議申立人との個人面談では、現在いじめを受けているとの発言はなく、友人とのトラブルがあったものの既に解決済みであり、学校生活で支障があるような状況ではなかったため、いつでも対応する態勢を示し、その後の観察でも特段の変化は見られなかったとのことである。また、校内でいじめに関する調査を行った際にも、異議申立人からはいじめの申し出はなかったため、学校ではいじめには該当しないとの認識で支援チームは編成していないことから、公文書は作成していない。

異議申立人が転校したB学校においても、A学校長から事前に口頭で説明を受け事情を承知したことに加え、異議申立人の環境が一変することから、改めての対応は必要はないと判断したので、対応を記録した公文書は作成していないとのことである。

（2）体罰に関する公文書について

A学校長は、異議申立人に対する体罰の有無について、異議申立人の同級生から事実を確認するよう、担任に指示をした結果でも、「特にそういうことはなかった」と報告を受けている。そのうえ、異議申立人は既に転

校しており、1年前の事を異議申立人に聴取する訳にはいかないと考え、話を聞かなかったとのことである。

(3) いじめ等の協議に関する公文書について

A学校及び転校したB学校並びに実施機関では、異議申立人及びその保護者といじめ等に関して協議を行っているが、複数回行われた協議の記録をしておらず、また、話し合いの内容についてA学校及びB学校並びに実施機関での情報共有は行ったものの、当時記録として残すことをしなかったため、協議内容を記録した公文書は存在しないとのことである。

当委員会では、上記概要や、教育委員会の説明を聴取した限りでは、教育委員会等が公文書を作成していたとする確証が得られなかったことから本件公文書を不存在とした処分は妥当であると判断した。

12 付帯意見

本件では一般的に重要と思われる情報が記録・文書化されていなかったため開示すべき情報が存在しないこととなっているが、本来はこのような事案では記録を作成し、保存しておくのが相当と思慮される。